

平成27年度 第3回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成28年2月10日（水）

開催場所：宮城県自治会館204会議室

議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

「平成27年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会（大場技術副参事）：それでは定刻になりましたので、これより、平成27年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。

次第に従いまして、はじめに、農林水産部長より挨拶を申し上げます。

菅原次長：皆さん、ご苦労様でございます。農林水産部の後藤部長は所用がございまして、この委員会に出られなくなりまして、私、農林水産部技術担当次長の菅原でございますが、部長の挨拶を代わって述べさせていただきます。よろしく願います。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃より本県の農林水産行政の推進、特に農村振興へのご指導とご助言を賜り、厚く御礼申し上げます。

あの東日本大震災から早いもので、来月の11日で、丸5年を迎えます。

計画期間を10年とした県の震災復興計画において、平成26年度から平成29年度の4年間を再生期と位置づけておりますが、再生期の前半を終え、後半にさしかかることになります。

被災を受けました農業生産基盤につきましては、「農地農業用施設の復旧・復興ロードマップ」に基づき、復旧・復興を進めているところでございます。

本県では、1万3千ヘクタールの農地が津波により被害を受けましたが、既に97%にあたる約1万2千7百ヘクタールで工事に着手済みであり、本年度末には営農再開が可能となる農地は、94%にあたる1万2千2百ヘクタールを見込んでおり、一部の被災の著しい地域を除いては、着実に復旧が進んでおります。

また、農業・農村部門の復旧・復興にあたり、今年度も全国から地方自治法派遣によるご支援をいただきながら、被災地域の創造的復興など、震災からの再生と競争力のある農業の実現に向けて、取り組んでおります。

さて、当委員会は、「多面的機能支払」、「中山間地域等直接支払」、「中山間地域等農村活性化事業」の3施策について、委員の皆様から、ご指導、ご助言をいただく場でございます。今回が本年度の第3回目の委員会となりますが、委員の皆様の任期が平成28年1月6日まででありましたことから、委員を継続していただけるか、新に就任していただけるかなどを確認させていただき、1月7日に委嘱状を郵送させていただきました。

従いまして、今回の委員会が、新たな任期の最初の委員会でもございまして、本日は新たに就任いただきました4名の方を含め、11名の委員の方々に出席いただいております。

地方創生や人口減少社会への対応、さらにはTPP対策と、社会をとりまく状況はめまぐるしく変化してきており、本県における農村振興に係る対策は急務な課題でございますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご助言をいただければ幸いです。

最後に、本日の委員会が本県の農村振興のますますの活性化に資することを祈念いたしまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

平成28年2月10日、農林水産部長、後藤康宏代読。本日はよろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：ありがとうございました。

今、挨拶にもありましたが、今回の委員会は、平成27年度第3回目の委員会ではありませんけれども、新たな任期の初めての委員会でもありますので、新任の委員・専門委員の方もいらっしゃいますことから、ここで委員・専門委員の皆様をご紹介します。

先ず、委員のほうからご紹介いたします。

宮城大学名誉教授の大泉一貫様でございます。

大泉委員：大泉でございます。よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：みやぎ農業振興公社理事長の高橋正道様でございます。

高橋委員：高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：それから河北新報論説委員の安部樹様でございます。

安倍委員：よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業統轄の三村嘉宏様でございます。

三村委員：三村でございます。よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：それから本日、急きょ欠席となりましたけれども、東北地域環境研究室専務取締役の島谷留美子委員もおります。

以上5名の委員につきましては、継続しての就任でございます。

続きまして、今期から新たに委員に就任いたしました3名の委員の方をご紹介します。

株式会社はなやか代表取締役の伊藤恵子様でございます。

伊藤委員：伊藤です。よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：みやぎ生活協同組合理事の小野寺典子委員でございます。

小野寺委員：小野寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：石巻専修大学人間学部人間文化学科准教授の庄子真岐様でございます。

庄子委員：庄子でございます。よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：以上、継続・新規合わせて8名の方が当委員会の委員となります。

引き続きまして、専門委員の皆様をご紹介します。

加美よつば農業協同組合理事の加藤孝志様でございます。

加藤専門委員：加藤です。よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：宮城県土地改良事業団体連合会専務理事の高橋清隆様でございます。

高橋専門委員：高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：それから、ふるさと水と土指導員の文屋文夫専門委員でございます。

文屋専門委員：よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：以上の3名の方が継続して専門委員に就任いただいた方でございます。

最後に新たに専門委員に就任いただきました、地域社会デザイン・ラボ代表の遠藤智栄専門委員でございます。

遠藤専門委員：遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

司会（大場技術副参事）：以上、委員・専門委員、合計12名の皆様で、当委員会の方を進めていくことになりますので、よろしくお願いいたします。

折角ですので、ここで、県の方もご紹介いたします。

ただいま挨拶をいただきました、菅原喜久男農林水産部次長（技術担当）でございます。

菅原次長：よろしく願いいたします。

司会（大場技術副参事）：事務局のほうでありますけれども、農村振興課の浅野直明課長でございます。

浅野課長：よろしく願いいたします。

司会（大場技術副参事）：それから太田恒治農村交流対策班長でございます。

太田班長：太田です。よろしく願いいたします。

司会（大場技術副参事）：多面的機能支払を担当しております、佐藤英之技術主査でございます。

佐藤技術主査：佐藤です。よろしく願いいたします。

司会（大場技術副参事）：中山間地域等直接支払と中山間地域等農村活性化事業の方を担当しております、高橋宏典主事でございます。

高橋主事：高橋です。よろしく願いいたします。

司会（大場技術副参事）：最後に、私、農村交流対策担当の技術副参事の大場でございます。

それから、こちらの方に、各地方振興事務所の担当と、宮城県多面的機能支払推進協議会の事務局員がオブザーバーとして参加しておりますけれども、こちらの紹介については出席者名簿に替えさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、新たな任期となりますことから、委員長と副委員長をあらためて選出する必要があります。

本条例、第4条で、「委員長及び副委員長は委員の互選で決める」となっております。

これまでは、大泉一貫委員が委員長に、高橋正道委員が副委員長の役を担っていただいております。継続でよろしいでしょうか。

（各委員了承）

司会（大場技術副参事）：ということで、継続ということでよろしく願いしたいと思います。それでは今期も、大泉委員長と副委員長の体制でよろしく願いしたいと思います。

ここで本日の委員会の資料の方を確認いたします。

資料については、事前に送付しておりましたけれども、次のとおりでございます。

次第、出席者名簿。出席者名簿につきましては、今日差し替えの為に1枚用意しましたので、そちらの方を差し替え願いたいと思います。

それから資料1、資料2、資料3、資料4、資料5-1、資料5-2。それから公報の写し、運営要領。広報誌「ぐるみ」平成27年度第1号、同じく第2号を配布しております。

その他に、本日、皆様のお手元に追加資料ということで、「多面的機能支払交付金の施策評価の進め方」という資料を配布しております。これは農林水産省の資料ですが、未だ一般に公表できるものでございませんので、この会議限りということにさせていただきます。従って、本日の会議資料として公表する資料からは外させていただきますので、ご承知いただきたいと思います。

また、事前に配布しております「宮城県農村振興施策検討委員会運営要領」でございますが、本要領は、本来であれば委員会にお諮りして修正するのが基本でございますけれども、別表の委員の訂正のみ

でございますので、事務局の判断で改正させていただきました。ご承知ください。

それでは、委員会の方を進めさせていただきます。

本委員会は条例第5条の2の規定により、委員の半数以上の出席で、成立することとなっております。本日は島谷委員が欠席しておりますけれども、半数以上の出席ですので、本委員会は成立していることをご報告いたします。

また、本委員会は、県の「情報公開条例」に基づき公開としております。それから、本日の議事録につきましては、後日公表となりますのでご承知願います。

また、本日は会議室が狭いことから、マイクを用意しておりません。

議事録作成のため、ICレコーダーにより録音しますので、恐れいりますが、発言の際は大きな声でお願いしたいと思います。

それでは、これより議事の方に入りますけれども、本委員会は条例で委員長が議長となることになっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行の方をお願いしたいと思います。

委員長には、委員長就任の挨拶も併せてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

大泉委員長：新たな任期ということでございますが、初めてお目にかかる委員の方もおります。継続して委員長の役を担うことになりましたので、何とぞ一つよろしくお願いしたいと思います。

それから、「宮城県農村振興施策検討委員会」という委員会ですので、農村振興全般に関わることを、ここで検討するような、非常に大きく構えた会の名称ですが、実態は、今日の議事に書いてありますように、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接交付金事業」、「中山間地域等農村活性化事業」のこの3施策について検討するというものです。ですから、この場で農村施策として検討する事業というのは、この3つのソフト事業に限られてくるということになると思います。

人口減少や限界集落だとか、人がいなくなるというような、農村が抱える課題がいろいろあるわけですが、そうした課題を大いに出し合っていて、これらの事業を利用しながら、少しでも良い方向と言いますか、みんなで知恵を合わせた方向性を編み出せればと考えております。

その為には、忌憚のないご意見、県に対するご助言等をお願いすることになるかと思いますが、ただこの事業等々はですね、非常に専門領域に入り込んでいるような事業ですので、もしかしたら最初はとっつきにくいかもしれませんが、不明な点は遠慮なく質問していただいて、そしてそれが農村振興とといったどのように関わるのかといった疑問を、どんどん出していただければ、と思っております。

これから議事進行を進めさせていただきますが、この後で準備をしているそうなので、本日の会議は5時までの予定です。この後は6時からということですので、この間1時間程ありますので、終了時間は多分、5時を少し過ぎても良いのかもしれませんが、5時から6時の間にご用のある方もいらっしゃると思いますので、出来るだけ予定していた5時までとしたいと思います。農村振興という大きな課題にも関わらず2時間という非常に短時間で議論することになりますが、よろしく願いをいたします。

それでは、挨拶の方はこれで終わらせていただいて、早速議事に入りたいと思います。

議事は資料ナンバーで書いてありますが、資料ナンバーのうち『前回委員会より』となっております。『前回委員会から』の議論にも論点がありますので、そこを事務局からまず説明をいただけますでしょうか。

大場技術副参事：資料1について、私の方から説明をさせていただきます。

前回は、現地調査ということで、現地を見ながら意見交換をしましたが、その中で事業効果と呼べるものと検討が必要と思われる内容を整理したものでございます。

1 頁目ですけれども、事業効果ということで、各組織から発言があったもので、効果と呼べるものをまとめたものでございます。

多面的機能支払の組織につきましては、結びつきがさらに良くなったとか、子どもから大人まで参加できる取組ができるようになった。それから、農地中間管理機構を通じた申請が7件出てきたと、そういった効果と呼べるようなものがあったということで記載しております。

それから中山間地域等直接支払の組織におかれましては、農業生産活動の安定的な継続ができる。水路・道路の整備により、災害に強い農地・集落を目指すことができるというような発言がございました。

それから中山間地域等農村活性化事業の組織につきましては、地域の子も達との取組や植栽活動により、周辺の施設の保全に寄与している。景観の保全にも寄与している。農地中間管理機構を通じての農地集約化が進んできているという発言がありましたので、こちらの方にまとめました。

2 頁目以降が、今後検討が必要と思われる項目とその対応方針案を整理したものでございます。

多面的機能支払につきましては、リーダーの育成というのがひとつの課題ということです。これについてはいろいろ言われているものですが、役員が大変だ。あるいはリーダーが亡くなって2期対策への取組を断念したとか、そういった発言がありました。この対応方針として記載しましたが、土地改良区がリーダーシップをとって積極的に本取組に関わるよう、県土連や関係市町村等と連携して更なる啓発を今後とも図っていく。また、活動組織向けのリーダー育成研修会というのが毎年開催されていますが、こういった研修会があることを引き続き、ホームページや広報誌等で周知を図っていくということを対応方針としてまとめております。

それから事務のあり方としまして、高齢化で事務が大変だ。事務をやる人がいなくなって、取組ができない、そういった話がありました。また改良区で事務を受けて欲しいというような意見もございました。また委員からの助言ということで、女性をもっともっと活用すべきという話もされております。これの対応方針ですが、これまで土地連方で土地改良区向けの勉強会や会議などで土地改良区の意識啓発を図ってきていただいておりますけれども、これからは県・市町村も含めた宮城県多面的機能支払推進協議会として、さらなる啓発を図っていきたくてまとめております。さらに、女性役員の積極的登用などを宮城県多面的機能支払推進協議会のホームページや広報誌を通じてPRしていきたくて考えております。

それから次の3頁になりますが、中山間地域等農村活性化事業の大江川ふるさと保全隊の組織から、多面的機能支払の事業制度の変更について勉強不足であり、農地維持活動だけでも取り組めるということを知らなかったという発言がございました。これにつきましては、昨日も開催しておりますが市町村担当者会議等で更なる周知を図る他、一般県民が集まる仙台七夕祭りやみやぎまるごとフェスティバルなどの人が集まる機会を利用してPRしていきたくて考えております。

それから、大江川ふるさと保全隊の多面的機能支払の取組復活ということで、こちらの組織は、1期対策で取り組んでましたが、2期対策で取組継続を断念している組織ですので、再度復活していただき

たいという意見がありました。こちらについては、私どもも復活されることを期待しております。必要に応じて、県の出先の事務所を通じた支援も検討していきたいと考えております。

それから中山間地域等直接の関係ですが、多面的機能支払との重複取組についてのお話がありました。前回の委員会で意見交換をした加美町につきましては、重複取組を認めていなかったのですが、この意見交換を踏まえまして、加美町の方でも検討いただきまして、重複取組が必要な地域については認める方向に方向転換しております。これは報告ということになります。

それから中山間地域等農村活性化事業につきまして、事業制度間の整合性ということで、事業の対象として出来るのが、多面的機能支払と中山間地域等農村活性化事業では少し違っているというお話がありました。これにつきましての県の方針ですが、基本的に多面的機能支払を新たに取り組む地域につきましては、農地維持支払交付金の取組を推奨してきており、その方針は今後とも維持していきます。

また、県が造成した親水公園等の環境施設の管理につきましても、多面的機能支払の対象施設として管理できるのであれば、多面的機能支払の事業で管理していくことで、今後とも指導していきたいと考えています。但し、どうしても多面的機能支払の事業の対象とできないという環境施設の場合は、中山間地域等農村活性化事業による保全隊の支援で対応していかざるを得ないと考えております。なお、必要があれば、中山間地域等農村活性化事業の制度内容についての見直しも検討していきたいとまとめております。

それから、ふるさと水と土指導員の資格要件についてですが、全国研修会に行かないと資格要件がないというような発言がありましたけれども、これまでも県主催の研修会で資格要件を満たすことによりしておりますので、県主催の研修会の内容を更に充実させ、今後とも全国研修会に参加できなくても、これまでどおり県の研修会への参加で指導員の資格要件を得ることとしています。なお、希望する指導員については、委嘱後であっても全国研修会へ参加し易いように予算枠の拡大を図っていきたいと考えています。

その他、共通ということで記載していますが、施設管理の監督官庁の違いというものです。この検討委員会の議題からは少しずれる話になりますが、国道や県道の植樹の手入れや欄干の塗装などを地域でやりたいと申し入れしても危険だという理由で断られる。それで待っていれば対応してくれるかと思えば、結局何も対応してくれないというような話が前回の意見交換会でありました。これにつきましては個別対応ということではありますが、電話の要請だけで国道・県道の管理者としても早急な対応は難しいのかなと考えます。但し、市と連携して正式に地図や写真等を添付して要請書或いは要望書というような正式な要請活動をしていただければ、ある程度動いていただけるのではないかとということで、期待も込めまして、このような対応をしていったらよろしいのではないかとまとめました。

それから、農地集積に関連して出た話ですが、農地中間管理機構を通じて農地集積を図った後に、道路・水路の草刈りなどを多面的機能支払でカバーするような新体制を作っていく必要があるのではないかとこのお話も委員の方から助言がありました。本当に、その通りでございまして、将来、農地中間管理機構を通じて農地集積が図られた場合、多面的機能支払の取組が大変重要になるということを引き続きPRしていく方針ということでまとめています。

それから子どもの参加に関したお話がありました。組織から安全対策を講じないと子供が参加してい

ただけない。子ども達だけを集めてやるのは難しくて、親がついて来ないとやれないといった意見がございましたが、こういった子どもを巻き込んだ取組の事例を収集しまして、今後、宮城県多面的機能支払推進協議会のホームページや広報誌で紹介していきたいとまとめております。

この資料につきましては、前回の委員会のまとめと、それに伴う対応方針というものをまとめたものでございます。

これにつきましては意見のやりとりをすると多分時間がかかると思いますので、この後に各施策の説明がありますので、その時に合わせてお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

大泉委員長：ありがとうございました。この内容に関しては、前回の委員会での質疑の内容が細かく出ておりますが、留任された委員の皆様方、大体こんなことだったという記憶が蘇りましたか。

加美町は多面的機能支払と中山間地域等直接支払の重複取組をするという話ですよ。

大場技術副参事：これまでは重複取組を制限していました。

大泉委員長：これからは、制限しないということですね。

大場技術副参事：これからは、関連性があれば認めていきたいという回答になります。

大泉委員長：そうすると、農家にとっては二重に交付金をいただけるということですね。

大場技術副参事：はい、そういうことになります。

大泉委員長：はい、わかりました。それでは、次にいきましょう。次は資料2について、説明をいただきます。

太田班長：それでは私の方から資料2について、恐縮ですが座ったままで説明させていただきます。

お手元の資料2の平成28年度の日本型直接支払概算決定について、国から公表されております資料で説明をしたいと思っております。

次の1頁をご覧ください。先ず始めに、日本型直接支払という制度でございますが、この中身は1頁の中断の下の方でございます。

主な内容ということで、1番の多面的機能支払交付金。それから2頁の上の方に2番として、中山間地域等直接支払交付金、それからその次の3番目といたしまして、環境保全型農業直接支払交付金ということで、日本型直接支払は3つの交付金で構成されている制度でございます。その内、本委員会での議事で対象となっておりますのが、1番の多面的機能支払交付金と2番の中山間地域等直接支払交付金でございます。

それぞれの予算の動きについて、多面的機能支払からご説明します。4頁に多面的機能支払制度の概要ということで、予算が載っております。これは国が公表しているものですが、平成28年度予算概算決定額ということで、数字が2つ並んでおります。括弧書きにつきましては、本年度の概算決定額でございます。括弧がないものが来年度の平成28年度の概算決定額です。482億5,100万円でございます。本年度と同額、対前年100%でございます。事業の内容については、ここでは省略いたします。

この表の中で緑の色で括られておりますが、実際に農家の皆様に交付される多面的機能支払交付金、私達本体交付金と呼んでおりますけれども、467億5,100万ということで、平成27年度が452億9,900万円でしたので、3.2%の増額となっております。

それから、表の一番下の欄に、多面的機能支払推進交付金というものがあります。これについてはいわゆる事務費のようなもので、都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援するものでございます。これにつきましては平成 28 年度概算決定額が 15 億円となっており、平成 27 年度が 29 億 5,200 万でしたので、対前年 50.8%と、おおむね半分と大変厳しい状況ということです。

それから次の頁をご覧ください。中山間地域等直接支払制度の概要となりますが、同じような様式で平成 28 年度の概算決定額が 263 億円となっており、平成 27 年度が 290 億円でしたので、対前年 90.7%となっておりです。この事業につきましても、本体交付金と推進交付金とに分かれておりますので、それぞれ申し上げますと、この緑色の中の数字の平成 28 年度の本体交付金は 260 億円で、平成 27 年度の本体交付金が 284 億 7,500 万円ということで、対前年 91%となっております。

表の 1 番下の欄の推進交付金につきましては、平成 28 年度が 3 億円で、平成 27 年度が 5 億 2,500 万円ですので、こちらのほうも対前年 57%にとどまっている状況でございます。

平成 28 年度予算の概算決定については以上でございます。

大泉委員長：おそらく事務局としては、この概算決定の資料を出すことによって、この委員会が審議しなければいけない課題の大枠が見えるようにということで出していただいたと思うんですね。

日本型直接支払と言いますが、もともと別々の事業だった多面的機能支払と中山間地域等直接支払を一緒にして、多面的機能支払が 500 億円弱で、それから中山間地域等直接支払が 260 億円ということで、これらがこの委員会の審議の対象になりますという話であります。

事務局では、次にこの 500 億円弱の多面的機能支払の資料を準備してありますが、これはどのように県では使っているのかという資料ですかね。この次に準備していただいておりますので、資料 3 までやってみましょうかね。それでは資料 3 の説明をお願いします。

佐藤技術主査：それでは資料 3 の『多面的機能支払について』説明いたします。まず資料の 1 頁目をお開き下さい。

平成 27 年度の実績見込について説明いたします。平成 27 年度は 33 市町村で取り組んでおります。利府町、女川町を除く全ての市町村が取り組んでおります。取組面積としましては、69,500 ヘクタール。活動組織数としまして 946 組織で本事業を実施しており、全体の事業費としましては、1 の(2)の右側の方にありますが、26 億円程となっております。

取組面積の内訳ですが、(1)の①の農地維持支払につきましては、組織数が 946 組織、取組面積が 69,500 ヘクタールです。②の資源向上支払(共同)の取組ですけれども、組織数が 606 組織、対象面積が 49,600 ヘクタールです。③の資源向上支払(長寿命化)につきましては、組織数が 106 組織。対象面積が 9,500 ヘクタールとなっております。県内の農振農用地が約 12 万ヘクタールありますが、カバー率としましては 58%をカバーしていることとなります。

続きまして、(3)の活動状況の説明に移ります。①としまして、市町村担当者会議を 4 回開催しております。活動組織の支援研修会を県内 7 会場で開催しており、各会場において代表の 1 組織から活動事例の発表も行っております。

続きまして、2 頁目に移ります。②の指導及び支援体制の強化に関しましては、i)の県の推進協議会事務局会議を計 6 回開催し、事務局員の情報共有を図り、効果的な指導助言が行えるようにしております。

す。

ii) の活動組織を対象とした中間指導ということで、10月から28年の1月までの期間で、市町村の主催で実施しております。必要に応じて県の地方振興事務所の担当も同席して、指導支援しております。

iii) と iv) の東北農政局による現地調査及び抽出検査についても対応しております。

④の農村振興施策検討委員会につきましては、本日の委員会で、今年度3回目の開催となっております。

すみません。③が抜けていました。③の県民への理解の促進としまして、県の推進協議会の広報誌やホームページで情報発信をしている他、仙台七夕まつりやみやぎまるごとフェスティバルでPRパンフレットを配布するなどして、PRに務めております。また、来週になりますが、みやぎの農業農村パネル展ということで、東北電力ビルで多面的機能支払の活動組織の取組状況などのパネルで紹介する予定です。

資料の3頁が市町村毎の取組状況一覧表となっております。こちらはあとでご覧いただきたいと思えます。

資料4頁が、平成28年度の活動計画についての資料となります。

2-1の(1)の平成28年度の取組につきましては、市町村の要望量調査を行った結果、平成28年度の取組組織数として、1,040組織、取組面積として7万6千ヘクタールを見込んでおります。取組市町村数については、今年度と同じく33市町村となっております。

(2)の平成28年度の事業推進にあたってについて、説明いたします。

平成28年度は国の概算決定に伴い、推進交付金の削減が見込まれております。平成28年度の具体的な事業の実施については、国から県への配分額を受けてから決定していきたいと考えております。

但し、これまでの事業実施を踏まえて、県の推進協議会の事務局会議、市町村担当者会議、活動組織向けの支援研修会の開催、活動組織への中間指導、農政局による現地調査・抽出調査への対応、県民への広報、農村振興施策検討委員会の開催、あと活動組織向けのアンケート調査の実施については、継続して取り組んでいく予定です。

その他に、現在は多面的機能支払制度となっておりますが、前身の「農地・水保全管理支払交付金」の2期対策の初年度が平成24年度となっており、来年の平成28年度が5年目を迎える節目の年度となることから、優良な活動に取り組んでいる活動組織を表彰する「優良表彰」を平成28年度に行うことを検討しております。

続きまして5頁目に移ります。

こちらは平成19年度の1期対策から取り組んでいた組織が、東日本大震災の津波被害を受けて、平成23年度から取組を中止した組織に係る取組再開の状況についての説明となります。中止した15組織のうち、平成27年度までに11組織が再開済みとなっております。(1)の表の網掛けした組織が再開した組織です。未再開の4組織については、現在農地復旧工事や農地整備事業等を実施中の為、それらの事業の完了を待ってからの平成30年度以降の再開予定となっております。

それから、別資料となります。宮城県多面的機能支払推進協議会の広報誌で「ぐるみ」というものを、

今年度に第1号と第2号を作成しましたので、これを配布しています。

ぐるみ第1号では、2つの活動組織の活動事例を掲載しております。ぐるみ第2号では、活動支援研修会で活動事例を報告いただいた7組織の活動事例を紹介しております。

大場技術副参事：この「ぐるみ」につきましては、全活動組織に送付しております。また、市町村にも送付しております。

それから、私の方から本日配布しました「多面的機能支払交付金の政策評価の進め方」という資料について簡単に説明致します。

多面的機能支払の制度が平成26年度から始まりまして、平成28年度が3年目ということになりますので、国の方では、3面に中間評価を行い、5年目の最終年に政策評価、いわゆる最終年評価を行うということの情報が入りました。来年度に中間評価をまとめるという話です。

それで、資料のスケジュールの方を見ていただきたいのですが、12頁にスケジュールがあります。この国の中間評価につきましては、県の第三者委員会の評価を踏まえて、国の第三者委員会が最終的に評価するという形になりまして、平成28年9月末に県の中間評価の案版を作成して国へ報告するということが示されました。その後、県の中間評価の最終版を平成29年1月末に、国へ報告するというスケジュールです。

従いまして、この中間評価につきましては、県の第三者委員会、この検討委員会になりますが、この検討委員会のお諮りして国へ提出するということになりますので、自ずと平成28年9月の中旬頃に本検討委員会を開催するようになるかと考えております。それ後は、平成29年1月の中旬頃になります。中旬ではなく下旬になるかもしれませんが、いずれ、その頃にこの検討委員会を開催するようになるということです。

従って、平成28年度は9月と翌1月頃の検討委員会の開催ということになるんですが、そうすると9月までの間が空きますので、6月頃に現地調査という形で開催するようになるかなと考えております。その為、今回この資料を追加配布しております。

なお、13頁から、これが都道府県中間評価の項目案ということで示されたものですので、県の中間評価についても、こういった形でまとめていくようになりますが、この中身については、まだ国の方で修正が入るということですので、これはまだ最終版でございません。いずれ、このような内容で中間評価を整理していくようになり、来年度28年度になりましたら、検討委員会の方にお諮りするようになりますのでということの情報提供でございます。

私の方からの説明は以上でございます。

大泉委員長：それではここで一度きりましようか。今までの話の流れは、日本型直接支払というのがあつよ。その中には多面的機能支払と中山間地域等直接があります。中山間地域等直接支払交付金に関しては、本日の会議の後で議論いたしますので、まずこれはおいておきましょう。

多面的機能支払については、多面的機能というのは何をやるのかという話は、農地維持支払だとか資源向上支払とかあるんですが、これが本来だったら農地維持支払って何なのかと、もう少し具体的に取組内容のお話をさせていただいても結構だったかと思いますが、一応、農道の補修をやったり、法面の草刈りをやったりと、村の人達がみんな出てきて作業をするという形になります。それが大体500億円

弱の国の予算がついているんですが、宮城県の場合は500億円弱の内13億円が宮城県にきています。それで県が6億円程付けて、さらに市町村が6億円程付けて、合計で26億円位予算になってます。

その26億円を市町村別に配分したものが3頁にあるんですが、各市町村に26億円をこのように配分して、これが原資となって、農家の人達は、農地の保全活動だとか、集落の草刈りだとか、何か花を植えたりという活動をしています。但し、残念ながら全体の6割弱のカバーで、宮城県の農地の約半分近くはこれをやっていません。

それで、4頁には昨年までの取組と今年からの計画というものが出ておりますので、この計画がどうなのか、妥当性があるのかという議論や、あるいは今までの多面的機能支払の事業の有りように関して、質問や疑問、提言等々がありましたら、これからご議論いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

庄子委員：すみません、1つ聞きたいんですけども。

大泉委員長：1つと言わず、2つでも3つでもどうぞ。

庄子委員：資料1の初めのところでちょっと理解出来なかったのが、3頁の多面的機能支払を新たに取組む地域に対しては、農地維持支払交付金の取組を推奨してきておりということなのですが。

大泉委員長：どこですか。

庄子委員：資料1の3頁の一番下の中山間地域等農村活性化事業の右側の対応方針のところですか。

多面的機能支払を新たに取組む地域に対しては、農地維持支払交付金の取組を推奨してきておりということは、資源向上支払ではなくて、農地維持支払を進めているということですか。

大場技術副参事：農地維持支払と資源向上支払の共同活動というものがありますが、これを2つセットで取組んでもいいですけども、基礎的な活動を行うのが農地維持支払で、それ以外にいろいろなことをやるのが資源向上支払の共同活動で、花を植えたりといったことをやられています。

農地維持支払は農家だけでも取組めるということがあり、取組みやすいということで、まずは農地維持支払の方を取組んでみたらということで推奨しているという言葉にしています。

庄子委員：なるべく農地維持支払の方に持っていききたいとか、そういうわけではないんですね。

大場技術副参事：予算的なものもあるので、全てでやりたいということになれば、いろいろ考えていかなければいけないことが出て来ますけれども、まずはそちらの方がということで推奨しています。

庄子委員：スタートするにはそれがということですね。

大場技術副参事：というのは、農地・水時代に、それがかえって足かせ、おもりになって、結構やめていったところあったんですね。ですから、基礎的な活動にまずは取組んでいくということを優先させたいと考えています。それによって、取組のカバー率を広げていけると判断しています。

庄子委員：ありがとうございます。

大泉委員長：これは考え方としては、農地維持支払というのが、多面的機能支払のメインという発想なんです。

大場技術副参事：そういうことになりますね。

大泉委員長：だから、まずは本体、本業をちゃんとやりなさいという話だね。

浅野課長：ちょっと補足だけ。資料2の3頁です。

資料2の3頁の方に、カラーの部分がありますけど、今、お話いただいたように、多面的機能支払は農地維持支払、これはその水路とか農地の基本的な管理を行うものです。例えば草刈りをしたり、水路であれば土砂上げをしたり、本当に基礎的な活動が農地維持支払で、必ずといって良いぐらい、まずはこの多面的機能支払の場合は、こういった活動が基本になっています。

それに加えて地域によっては、下にありますが、資源向上支払、例えば水路の質的な向上を図るとか、例えば軽微な補修をしてみたり、いろいろ景観形成ですね。花を植えたり、ビオトープをつくったりと、プラスアルファの部分が、この資源向上支払という分け方になっていまして、先ほどいったように、多面的機能支払をやる時には、まずは農地維持支払が最初の入り口の部分になっていて、これだけの事業支払の仕組みもありますし、あとは資源向上支払を更に加えて取り組んでいる地区もあるということです。

そういう意味で、単独で資源向上だけやるというのはないんですね。農地維持支払がまず最初の入り口の事業で、それに資源向上支払を重ねていくという作りになっています。

庄子委員：すみません、1つ追加です。その資料3の農地面積のカバー58%というのは、延面積ではないということですね。重複しているところもあるということですね。

浅野課長：基礎的なところが農地維持支払で、先ほどいった草刈りとかというのは全地区でやっていますので、それらを足していくと6万9千ヘクタールです。これが活動の全ての全面積で、その内、資源向上をやっている地区が、2階建てのようになっている地区がありますということで、農地維持支払が分子になります。

庄子委員：わかりました。ありがとうございます。

大泉委員長：(1)の取組面積等の表の②、③は、①の内数になるんですね。

どうぞ。ご質問いっぱいあろうかと思しますのでどうぞ。

高橋専門委員：今のように、初めての人には、事務局としては、事前説明をしておくべきじゃないの。私も他のところの委員をやったりすると、事前説明をやったりやっていたいっているんですよね。

大場技術副参事：一応、させてはいただきましたけれども。

大泉委員長：はい、どうぞ。

高橋専門委員：名誉のために言っておかなければいけないですが、資料の1の4頁の②。ふるさと水と土指導員の資格要件での話し合いの中に、委員の意見ということで、これは多分、私だと思いますが、「ウェブランニング」ではなくて、「ウェブラーニング」なんですね。ウェブラーニングをやっているのが、公益社団法人である土地改良測量協会というところが、パソコンでそういう研修が出来るというシステムを作っております。有料でありますけども、そこで自主的な研修のいろいろなメニューがありますということをご紹介申し上げます。

それでは質問本体に入りますけれども、先ほどのご説明の資料3のところですね。やっぱりわかりにくいなと思ったのは、1頁を見た場合に、実績で①と②と③ということで、それぞれ単体で出していますけれども、我々が知りたいのは、①をやりながら②をやっている組織は、どれぐらいのシェアなのか。あるいはそれに加えての③というのはあるのかないのか。①だけという場合はどういうことなのかというものの戦略的なものの内部も分析されていると思うんですよね。そういったものを情報としてはやっ

ぱり提供してもらわないと。①だ、②だ、③だというような形では、この活動をさせる国の制度の目的ともわかりにくいなと思いますので、是非やっていただきたいなと思います。

それに加えてですが、先ほど委員長からもお話がありました、約6割位のカバーだといった場合に、農振農用地というのは、これから将来も安定的に農業生産をやっていただく重要なところだと我々は認識しています。それで、そこに相当の投資をしているということです。具体的には生産基盤整備とか、ほ場整備とか、かんがい排水をやって、後世にも残していかなければならないところです。

ほ場整備等のやっているところに対するカバー率は具体的にどうなっているのかということも教えてもらえればいいと思います。農振農用地というのは全部だから、その中でもメリハリを付けるとすれば、スーパーな農振農用地というのが土地改良で進めてきている基盤整備の先行投資をやっているところです。これはまさしく、これからも守っていかなければならないところであり、要するに重要である中の、最も重要なところということです。ここにはどういうふうに皆さんが関わっているのかなということがまず知りたいと思います。

それから、県としてはそういったところに対しては、どういう目標値であるべきなのかという、将来の増減を含めた場合の活動組織の展開方向、そういうものをどのように考えているのかというのが、これから中間評価を間近に控えているとすれば、そういう目線でも検討をしていただければなと思いますので、要望として次回にそういった資料を提供してもらえればありがたいと思います。

大泉委員長：ありがとうございます。この多面的機能の進捗を見るときに、数字は確かに上がってはきてはいるけれど、その数字の持つ意味が不明なんだよね。

今、高橋専門委員からお話があったのは、①をやって②、③をやらないのはどういうところか。逆に①をやって、必ず②をやったのはどういうところかということですね。栗原や登米は、①、②を全部やっている。仙南だとか大崎は、①はやるけど②はやらないみたいなのところもあったりして、だからそこは一体、何が違うのかという話を今度聞きたいと思います。

それと、農振農用地以外にもスーパー農振農用地ってあるの。6割弱委は農振農用地の比率でしょ。

大場技術副参事：そうです。分母が農振農用地です。

高橋専門委員：我々がそう呼んでいるだけです。先行投資してお金を相当入れているというところですよ。

大泉委員長：基盤整備をした超優良農地。それが数字で分かれば、それを分母にした比率はどうなのかということですね。

大場技術副参事：ほ場整備済み、整備済みでないところの整理はしていないよね。農振農用地の中でも、その中で整備済みの部分がどうなっているかと。

高橋専門委員：地図情報を使って下さい。

大泉委員長：基盤整備をした農地の生産性だとか、あるいはその農地での担い手だとかはよく分析するので、だから出来ないことはないんだよね。

高橋専門委員：多分、そういう分析はほしくなると思うよ。

大場技術副参事：似通ったもの、調整してあるものはあるんですが、この場には持ってきていないので。

大泉委員長：それは逆にハード事業の基盤整備のコストパフォーマンスや、意義とかをやる時に結構必要になるのね。

大場技術副参事：次回までに時間をいただきたいと思います。

菅原次長：ちょっといいですか。946 組織やっていたので、各組織というか市町村に聞けば、ほ場整備した組織なのかしていない地域の組織なのかで、マルバツを付ければ集計できるわけですね。

大泉委員長：だけど土地連にあるんじゃないの、ないの。

高橋専門理事：分析手法のツールは持っているので、そういうオーダーをしていただければいつでも受託してやれると思います。

大場技術副参事：組織の中でも整備済みと未整備分が入っていますので、それをすっかり分けるというのは難しいところがありますが。

大泉委員長：これは組織でデータをとっているからね。

菅原次長：組織で過半を整備したところはマルにしてももらえれば、そんなに大きな差は出ないと思います。その辺のところは出来ますよね。

高橋副委員長：そういうことであれば、私の方でも中間管理事業と言われるこれからの農村の構図を大きく変えるような、色々な政策が入る訳で、その際に今みたいな話は大変重要で、そうなればなる程、今のデータの話をマップで見られないかと思いながらずっと聞いていたんです。

大場技術副参事：この多面的機能支払のエリアにつきましては、水土里情報システムで枠を括っています。だから、どれだけ活用出来るかということになりますけれども。

高橋専門委員：専門的な話になりますけれども、そういう地図情報を入れて、レイヤーというか属性でいろいろなデータを重ねることが出来ますので、分析をこれからいろいろやって評価をしていくということであれば、そういった手法を使った方がいいと思います。

大泉委員長：農地情報システムを国の予算で調査チームを作ったけれども、進める過程で、まだ水土里ネットとの連携が出来ていないと、国の方ではそう言うんだよね。あつという間に進めて、便利だよね。いちいちこの委員会で、このデータとばらばらにするという必要もなさそうだしね。

高橋副委員長：農地ナビで農業委員会ベースのデータを収集していて、多分この多面的機能支払はそれとは全く連動していないんですよね。全国の農地ナビシステムが、今一応まがりなりにも動いていますが、それと全く連動してない。やはり重ねてアップで見たい。

大泉委員長：レイヤーで全部、地図情報があるんだからやって下さいな。やって下さいなって誰に。ここで言っても何か向こうの方に声がいきそうだね。

高橋副委員長：次回ね。

大泉委員長：次回というか、このことはこの委員会に限らず、農地情報システムの構築というのは、県の農業行政の基本になると思うので、次長さん、部長さんに是非、県で農地情報システムをちゃんと整備してと。これも全体の国の流れでもあるし、水土里ネットと農業委員会情報とのドッキングを早く。確か、予算もある筈だよ。

菅原次長：農地中間管理事業と水土里情報システムの関係で、我々の立場だと、水土里情報システムを使っただけであれば良かったんですが、これが別個になってしまっているもんですから、その合体とかが、なかなか出来ないところもあって、それぞれの良いとこ取りでやっているんですけれども。

わかりました。そういうご意見があるというのは、ただいまお聞きしましたので。

大泉委員長：意見といたしますか、一緒にするというので進めていると僕らの方には情報として入ってきているんだけどね。具体的には何県がどうのこうのという話までは入ってきていないけれども。

高橋副委員長：：残念ながら、全国農地ナビは今、使ってくださいと今宣伝もしているんですけども、あれは基本的には農業委員会さんが情報を入れるというシステムでして、農業委員会でもきちんと入れるところもあれば、なかなか進んでいないところもあり、まばらではあります。加えて、実はその中にはこういう多面的機能支払の取組というのは入れる予定はないと思います。ですから全国统一で動けるシステムにはなったものの、中身的には水土里情報システムほどの情報量には実はなっていないというのが現実です。

大泉委員長：課題が良く理解出来ましたので、なお一層これを推進すべくように私も努力します。

県全体の多面的機能支払を推進するために、事務局では、えずこホールでの支援研修会やぐるみという広報誌を作成して努力をしているけれど、今のお話をもっとデータを掴んで、効率的に推進する手法があるかも知れないという話でした。是非、やれるところからお願いしたいと思います。

他どうですか。どうぞ。

遠藤専門委員：質問させていただきたいんですけども、資料3の4頁のところですよ。取組2-1の(1)の取組面積等ということで、平成27年度と平成28年度の数字が出ています。この組織数が平成27年から伸びているとお書きいただけてますが、市町村と県との関係を伺いたいです。この1,040の組織数が確定するには、市町村の農政担当の方が地域を回られるんですか。回られたり、お誘いをしたりして確認をして、その事業も農地維持支払、資源向上支払、長寿命化のどこまでやりますかというような調査をされて、それが上がってくるということの理解でいいのか。

大泉委員長：推進をどうするかということですね。

遠藤専門委員：そうです。組織数を出すときや、普段の悩みや相談、いろいろな工夫とか、そういう普段の寄り添った支援というのは誰がどのように行っているのかということを知りたいんですが。

集合研修だけでは、人間動こうとしても、気持ちが動く為にはお金も大事ですけども、若い人もお金だけではもう動かない部分があるので、普段からの寄り添った支援がどのようになされているのか。組織数の出し方と普段の支援がどうなっているかを教えていただけますか。

大泉委員長：どうやって出していますか。

大場技術副参事：1,040組織というのは、あくまでも市町村に対して来年度、どれ位あがってきますかと要望量調査を行って、それで出た答えです。

市町村の方では直接、区長さん等をお話しているケースもありますし、あるいは地元を話をおとさないで、町として、あるいは市として、このエリアはこういう組織で作っていききたいというような要望で上げてきているところもあるので、各市町村によって違ってきていると思います。

大泉委員長：だから、この1,040組織はそのようにして出てきたよ。

大場技術副参事：そのようにして、市町村から上がってきた数字を入れただけのものです。

大泉委員長：だけど徐々に増えてきているよね。

大場技術副参事：あくまで要望です。平成27年度の実態を踏まえると、要望は実績より多く上がってきていたが、実際に上がったのはその要望の半分位というのが実態です。

大泉委員長：わかります。それもそうだけれども、今まで増えてきているでしょ。

大場技術副参事：増えてます。

大泉委員長：だから、今まで増えてきたのは誰がプロモーションしたのかと、そういう話でね。

大場技術副参事：そういうことであれば市町村が支援しているというのが一般的ですが、他に改良区とかがバックアップしている地域もあるとは思いますが。

大泉委員長：誰が普段、面倒を見るか。意外とそこは難しいんじゃないの。

遠藤専門委員：誰が寄り添って応援してるのか。

大泉委員長：会計は誰がやるとか。

大場技術副参事：会計をやる際は、市町村の職員とかJAの職員とか改良区の職員とか、そういった普段慣れている方達が担っているのが現実のようです。

浅野課長：さっきぐるみという冊子を作っていますというお話がありましたが、宮城県の多面的機能支払推進協議会というところで作成しています。この協議会のメンバーには、県と市町村、それから関係の団体で構成しています。事務局は、土地連の方で県と連動して事業にあたっているという状況です。

交付金の流れとしては、確かに国から県へ、県から市町村へ、市町村から活動組織へという流れになっていて、一番近いのは確かに市町村で、その活動組織にいろいろ助言したり、支援しているというのが実態です。

あと、今言った協議会の中でもいろいろ情報共有を図っています。市町村もこの協議会の幹事のメンバーになっていますので、そういったところでそういった情報の共有をしており、研修会をこの協議会として開催するとか、いろいろそういった役割分担をもってあたっています。

先ほどの説明の中でもありましたように、この協議会の事務局が直接いくつかの活動組織のほうに行って、指導助言をしたりという場面もありますし、あとは農政局、国の方が直接出向いていくという場面もあるということで、通常の付き合いは確かに市町村になりますけれども、そういった関わり方をもって対応しているというのが、今の動きです。

大泉委員長：その資料1の2頁に、土地改良区がリーダーシップをとって積極的に本取組に関わるようにと書いてあるけど。

大場技術副参事：これは希望です。

浅野課長：事務処理につきまして、地元の方々が組織を作って、そこで運営していくんですが、会計もそこでやられるんです。なかなか不慣れな部分もあったりして、そういった会計処理をもう少し誰かに頼めないかという話もあります。先ほど言ったように、土地改良区という組織にそういった事務支援をお願いしたいという声があるのも事実で、地域によっては改良区が結構事務支援をしている地区もあるんです。

その辺の材料を今入手して、関わり方を土地改良区さんのほうにPRをしていきたいと思っているところです。改良区によっては、本当にボランティア的な感じで、少額のお金で事務を受けている土地改良区さんもあったりしています。

これから多面的機能支払を広げていくにあたって、事務委託に係るお金の部分の整理だとか、どういう関わり方が出来るかというのを、県としても、もう少し時間をいただいて、ある程度整理してお話を

していきたいと考えています。

高橋専門委員：誤解のないようによろしいでしょうか。土地改良区という組織ですが、聞き覚えのある人もない人もいるかもしれませんが。土地改良区というのは農家の方々が、ある一定の目的で自ら作り上げている公益的な団体です。もちろん法的な根拠があって作ってはいます。ただ、その方々が日常的に何をするかというと、土地改良区の関係する事業は、自分達が守っていかなければならない施設の維持管理だとか、あるいは春になったら水を掛ける為のそういったものに対応したりと、限られたことをやる訳ですが、そのもとになるお金も改良区の会員である農家の方々から、1反分当たりいくらという賦加金を課して、それを原資にして活動を行うという限られた団体なんですね。

農地を守るのも、水を守るのも土地改良区がやっているということから、こういう新しい多面的機能支払というような地域を守るための新たな取り組みなんか出てくると、従来あった組織というものを使う場合の使い方というのが必ずしもまだまだ一致していないというのが実態です。

従ってこれからやっていかなければならないのは、土地改良区が柔軟に対応できるような仕組みを作ってやるということ。それからそれをやるということは、その事務局である人件費にも加えることが出来るというようなことの根拠ですね、そういったものがないと、片方が望んでも期待に応えにくいということになりますので、県によってはその辺が進んでいるところもあります。県内でもある一定のお金を組織の方からいただくということで、その一部の事務的なもの、あるいは指導も含めてやっているところもありますが、まだまだ緒に就いたというような状況であります。以上です。

大泉委員長：1ヘクタールあたり4万円弱位づつ交付されているんだよね。その中で土地改良区へ人件費とかを払えるわけですね。

他どうですかね。どうぞ。

安倍委員：広報のことで伺いたいんですが、この資料の前回委員会の対応について、ホームページや広報誌でやると出てきます。また、資料3の方2頁の③で県民への理解の促進とありました。

おそらく県民の方達がこの26億円を使っているんで、それをよく知ってほしいということもあるんだと思いますし、もう一方で組織の方々にもホームページを利用して欲しいというのがあると思うんですが、ぐるみが946組織へ配布されているとありましたが、どの程度、見られてて、それからホームページにもぐるみがアップされていますが、どれぐらい効果的に広報されているんだろうかというのが気になりました。

ぐるみにホームページ上に活動組織とPRしたい情報があれば、協議会までご連絡下さいという記載があったんですが、あまり活用されてないかなという気もするもんですから、このPRと書かれるのはよろしいんですが、もう少し効果的にとといいますか、効果が出ているのかどうかということも含めてご提示された方がいいのではないかなと思いました。

大場技術副参事：この広報誌につきましては、活動組織向けに出しているんで、活動をやっていないところには行っていないのが実態です。ただこの広報誌も協議会のホームページには一般の方が見られてもダウンロード出来るようにはアップはしております。

安倍委員：見ました。

大場技術副参事：見ましたか。

安倍委員：ただおそらく一般の方々は、この頁にいかないですね。

大場技術副参事：ちょっとマニアックだとは思いますが。

大体、活動組織には1組織5部位はいくようには印刷しているんです。5部位いくようにということで、大体5,000部ぐらい印刷して出しています。

安倍委員：もう一方で、七夕とか、みやぎまるごとフェスティバルには、これは一応、県民用にお配りになっているんですけど、格好だけじゃないですね。

大場技術副参事：ご自由にお取り下さいというようにやっているのですが、あまりちょっと取って行っていない実態もあるんですけども。

安倍委員：足りない感じもするんですけども、この辺ね。なんて言うんでしょう。本当に知らせたいのであれば、もう少し何かあるのかなという気もします。

大場技術副参事：それで来週、東北電力のグリーンプラザで、パネル展を行う予定です。復旧復興とかその辺も含めてのパネル展ですが、その中にも一部多面的機能支払のパネルも入れております。そういうようにちょこちょこはやっていますが。

安倍委員：最後に1個だけ。前回の検討の結果の中に、一番最後の方で、子どもの話が出ましたよね。子どもを巻き込んでやりましょう。実際に内川のふるさと保全隊ではやってらっしゃるというのがございましたし、多分、小学校とかそういうところとの連携することによって、多分、広報でもう少しやりやすくなるのかなという気もします。

この宮城県多面的機能支払推進協議会という名称は難しすぎてね。

大場技術副参事：事業名に合わせているので。

安倍委員：勿論、プロの方々はそれで良いんですけども、本当に県民に知らせたいんだったら何か。

大場技術副参事：今日の資料には付けてませんが、子ども向け用に多面的機能を紹介したパンフレットも昨年作っています。それについては昨年研修会で、ご自由にお取り下さいということで、何千部もなくなっております。それから、今日名取市から1,000部欲しいという話もあり、そのような要請も来ていますので、じわじわと効果が出来ているんだなとは思っています。それは今回持ってきませんでしたので、次回出します。

それから、大人向け用のパンフレットも今印刷してまして、来年、それを使ってPRしようかなと考えています。

大泉委員長：どこに向かってPRするのか、広報するのかということですね。その事業の推進のために資するためというのはよく分かるんですが、農村の多面的機能と言っても解りはしないよね。他の人ね。

大場技術副参事：取り組んでいる構成員の中にも事業制度がよくわからないという話がよく聞かれるんです。その辺にも出せるような資料としたいと思うんですが。

大泉委員長：それはそれで良いんですが。来年、事務経費が少なくなるんだよね。だから出せなくなってしまうんだよね。

大場技術副参事：そこは少し弱いところがありますが。

大泉委員長：市町村から要望があった時に、何か広報誌を出すとかね。

4 頁が一応、今日の議題で皆様からご了承を得られれば、ありがたいなという内容でございます。

来年はこの7万5千ヘクタールをカバーして64%にしたい。推進にあたっては事務経費がなくなる中、(2)の会議の開催や市町村担当者会議の開催など、こういう諸々のことをやっていきますよという話ですね。これを皆様にご了承いただければ次の中山間地域等直接支払へ進みたいと思いますが、よろしいですか。〈委員了承〉

ありがとうございます。

それで、優良表彰をやるんですよね。これは2期対策から5年が経つということで優良表彰事業をやるという話ですが、2期対策というのは震災の後という意味ですか。

大場技術副参事：平成23年度にもやっています。

大泉委員長：わかりました。ありがとうございます。

それでは日本型直接支払の中に組み込まれた中山間地域等直接支払交付金、これは国の来年度の予算は260億円位ですけど、それについてご説明願います。

高橋主事：それでは引き続きまして資料4に従って『中山間地域等直接支払交付金事業について』説明させていただきます。

まず資料説明に入る前に、簡単に事業の基本的な考え方等を説明させていただきたいと思います。

資料4の6頁の方をご覧ください。「第4期対策のあらまし」という資料の一部になりますけれども、6頁の一番上の「制度の基本的な考え方」というところに書いてあります通り、この制度は中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度で、平成12年度から行われている事業になります。

具体的に対象となる地域がこの下に記載されております(1)の通常地域と(2)の県特認地域というところでした、この資料の最後の19頁に県内の白地図に色を塗った資料がついておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

更に資料7頁の方に戻っていただきまして、先程の19頁の色が付けられた地域の中で、更にこの対象となる農用地の中で、傾斜等の条件を満たした地域で取組が出来るという制度設計になっております。

簡単な制度概要の説明は以上となりますので、資料の1頁へお戻り下さい。

本事業ですが、先ほど説明した通り、平成12年度から始まったおりました、5年間を一期間の対策とした事業です。その為、平成26年度で第3期目の対策が終了しまして、平成27年度からは第4期目の対策がスタートしているところです。そういう訳で、平成27年度は、新たな5年間の活動が始まるという切り替わりのタイミングとなっております。

その平成27年度の実績の見込みですが、1-(1)に記載の通りでした、交付金の交付対象の面積が2,185ヘクタールで、活動している組織にあたる協定数が、集落協定と個別協定を合わせて226組織となっております、それから事業費はおおよそ3億1,500万円となっております。第3期対策の最終年度の平成26年度と比べますと、面積では85ヘクタール増加、組織数・協定数では6協定の減少、事業費ではおおよそ2,000万円の増加となっております。

それから(2)の平成27年度の活動状況になりますが、資料1頁の下にありますように、11月に研修会を開催しております。こちらは協定に参加している農家の方や市町村、県の担当者を対象とした研修会

でして、およそ 300 名が参加しております。

それから資料 2 頁の方へお進み下さい。

②の担当者会の開催ですが、平成 27 年度は市町村担当者会議を 5 月と来週に行います 2 月の 2 回の開催となります。更に事務所の担当者会議を 12 月に開催しております、市町村、事務所を対象とした会議が 2 回。それから事務所のみを対象とした会議が 1 回ということになります。

③の抽出検査は、県内の各地方振興事務所が実施しており、市町村に対して書類検査を行っております。この抽出検査は、基本的に各地方振興事務所が実施するものですが、必要に応じて県庁農村振興課からも同席しまして、この抽出検査を支援しております。

④の農村振興施策検討委員会は、昨年 5 月、10 月、そして本日と計 3 回実施しております。

⑤のその他としましては、資料の 4 頁以降になりますが、先程説明しました「中山間地域等直接支払制度のあらまし」という資料を作成しております。この資料は主に市町村、県の担当者、各協定の参加者向けに作成したもので、現在、当課のホームページでも公開しております他、各市町村を通じて、今年度活動を実施している全協定に配布しております。また 11 月の研修会の際にも同じものを再度配布しております。

それから、県内で第 3 期対策に取り組んだ集落協定が 230 位ありますが、こちらの活動内容をまとめた取組事例集を現在作成中です。既にデータは集まっておりまして、現在整理中ですので、おそらく来年度第 1 回目のこの検討委員会の場ではお示しすることが出来るのではないかと考えております。

それから、資料の 3 頁目の方にお進み下さい。

2 の平成 28 年度の活動計画になります。

まず(1)の平成 28 年度の活動計画（要望）についてですが、取組の要望があった組織数と協定面積を掲載しております。上段括弧書きの数字が 1 頁の数字となりますが、平成 27 年度の実績の見込み値です。それから下段の方が、平成 28 年度の要望となります。

なお下段の要望の数値ですが、大変申し訳ございません。数値に誤りがございましたので、今、この場で訂正させていただきます。組織数は 267 ではなくて、正しくは 260 でございます。それから右側の協定面積の方ですが、2,300 ではなく、正しくは 2,400 という数値となります。

次に(2)の平成 28 年度の事業推進にあたっての留意点ということになりますが、平成 27 年度、今年度は第 4 期対策の初年度ということで、各活動組織が市町村に対して認定を申請する書類の提出期限が例年よりも遅く設定されておりました。しかし、平成 28 年度はこの認定期限がかなり早まり、市町村に対する申請が 6 月末までとなり、市町村による認定が 7 月末までということになることが見込まれておりますので、平成 28 年度に新たに協定を締結したいという組織や対象となる農用地を追加したい協定に関しては、早期の事務手続きが必要になりますので、市町村担当者会議を通じまして指導に努めて参りたいと考えております。

また、これまで実施してきております、県の各地方振興事務所の担当者を対象とした会議や市町村の担当者を対象とした会議についても、引き続き開催していきますと共に、毎年 1 回開催しております県内の活動組織を対象とした支援研修会についても、継続して開催していく予定としております。

本事業の実施にあたっては引き続き、この農村振興施策検討委員会で意見・助言等をいただきまして、

それを参考として推進していく予定です。

大泉委員長：ありがとうございます。3億円の事業で、集落協定だとか、農家が協定を結んで、それでその地域、地域で中山間地の農業を維持したり活性化したりする為に取り組んでいる事業です。

それに対する支援の事業ということで。来年は2,600ヘクタールになりそうだということです。いかがですか。

三村委員：すみません。

大泉委員長：はい、どうぞ。

三村委員：教えて下さい。この事業はそもそも交付金ですけれど、青年交付金も150万円でしたか、今ありますよね。あれとのダブリというのはどうなんですか。両方OKなんですか。それとも片方を受けるともう片方はだめですということは。

高橋主事：この交付金の趣旨から、基本的には他の補助事業との重複というものは可能なものが多いものになっております。個別に交付要綱とかそういったものを見て、ダブリが大丈夫かを判断することになるかと思います。

三村委員：わかりました。

大泉委員長：かたや協定に対して、農地をターゲットにして出しているものだし、かたや法人の申請もとれて、青年がいるかどうかによって出しているから、多分ダブらないんだろうね。

三村委員：中山間地域で結構いろいろな施策が入るじゃないですか。先ほどの農林水産部の次長のご挨拶にも確かありましたが、地方創生です。まち人仕事です。もろに入っているじゃないですか。

地方創生のまち人仕事が一番大きく、声高になっているけど、そういうものとの整合というか、連動というか、そういうのって県とか市町村で結構ハンドリングが効くじゃないですか。総合戦略の地域版を作成するとか、これもマスタープランを作成しなければならない筈なので。

大泉委員長：KPIまで持ってこられるからね。

三村委員：求めるところは結構壮大で、その市町村レベルで、県庁からこういう方向にしたらとか、あなたの市町村はこういう位置付けだから、ここ位はやりましょうよというセッションと言いますか、そういうのはあるんですか。

菅原次長：2点ほどお話をさせていただきます。

まず、この中山間地域等直接支払交付金については、基本的に中山間地域というのは勾配も含めてかかるという生産費、中山間地域の生産費と平場の生産費のその差が、これだと10アールあたり2万1千円ということで交付しています。ですから、他の対策と全然競合しないと言いますか、その中山間地で農業を維持する為に必要な支援という形になります。

あと、地方創生については、県庁で言えば震災復興企画部が主担当ではございますが、当然、農林水産部も一次産業を担っておりますので、主には企画部経由で市町村に支援をしたりしており、農林水産部でも担当分野でこれから支援をしていくという方向になっています。

大泉委員長：県の総合戦略で、県の指導というのはあまりないということですね。

菅原次長：枠をはめないようにしなくてはいけないということで自主性が重要なんです。

大泉委員長：その通り、その通りです。市町村が自主的に作っているでね。

菅原次長：ある意味アドバイス程度ですね。

三村委員：結構、市町村さんって、困っておられるんじゃないかと思っています。我々金融機関ですが、財務局からアドバイスや委員に就任するよというので、色々なチャンネルからいろんなご質問なり、就任要請があつて、そろそろこういうことをしたいんで、こういうふうな観点から見たり、絞り込んでいただけると有り難いなというか、僕等も色々な事業がある訳で、僕は農林です。

この件は結構、農林水産関係なんですよ。なんですけど、実際中身は農林水産の加工の流通の何かでやりますなど。いろんなことがあつて、若干だからそもそも混乱しているんじゃないかな。

それはそれとして、農林省は農林省のこういう施策がばんと入ってきて、同じような趣旨で交付金が出るとか、いろんなメリット措置があるけれど、メリット措置を享受しきれない、しきれていないんじゃないかなと、何かそんなイメージがあつて。なので、交通整理みたいなことを県庁がおやりになるのかなと感じたものです。

大泉委員長：この中山間地域等直接支払はどちらかという、不利の是正策だから底上げ策なんだよね。農業振興で産出額を1.1倍にするとか、そういうKPIにはなかなかそぐわない施策でね。戦略も総合的に考えることよりも、おっしゃるように具体的な事業を粛々とやれば成功する可能性というのは非常に高いんだけど、大きく網掛をかけてしまうから、逆にわからなくなってしまうのは確かにありますね。それは具体的に何かやる時に、加藤さんのところで何かお店をやるとか、政策金融公庫だったら農林でやるのか国民でやるのかそういう話だね。

どうですか、はい、どうぞ。

高橋専門委員：平場の話から中山間の話になった場合、宮城の場合は全国の平均なんだよね。農業生産の場合でも4割の中山間のシェアとなっている。そういった場合に日本型直接支払と同じような括りであれば、平場と山手に均衡がある政策展開というのが望ましい。今、お話のように特定ではなくて底上げだという視点だとすれば、かたや多面的機能支払が農振農用地の6割をカバーしているのに対し、この中山間地域等直接支払の2,000という数はあまりにも少ない。ほぼ横ばいになって何期もやっている感がある。

大泉委員長：そうですね。大きくなりませんね。

高橋専門委員：しかも高齢化していつて、本支払をやめるような人口動態になっており、さてそうしたら、これどうしたら良いのだろうかとは実は心配な訳です。

我々も色々見させていただき、七ヶ宿町の干蒲のように平均年齢が80以上で元気に農業を一生懸命やっております、素晴らしいなというのものもあるけれども、全体的にはかなりお疲れモードになっている。

そうした時に、施策の展開の方向として、条件緩和という方向もあるかもしれないけれども、根本的なステージの考え方が今は事業の延長でばかりやっている。階段を一步一步ではないやり方というの考えないといけないのでは。基本的にこのデカップリングというのは、ヨーロッパから持ってきたものを真似してきたとしても、我々の場合、後継者を育てなければならない農業で、儲からないところで今なんとか必死にやっているところに展開するものとしては、果たしてこれでいいのかという話が出てくると思う。

だから、単品だけでは物足りなさがあるので、県としてこれに対してプラスアルファの施策を県独自

に、何らかの措置を講じてみようかということで、ケーススタディーで例えば干蒲に学生を入れてみて、その活性化がどうだったのか。そういうものをフィードバックしてやらないと。国に対して何らかのサンプルを注ぎ込む事例を作っていかなければならないなと思っているんですよ。

それがこれから期待されるということで、そういう視点でもう少し独自の考え方をとってもらいたいと思っています。

それから、今の資料の3頁で、やはりまた平成28年の活動計画も同じだな。今回変わったのは多面的機能支払との重複も良いですよということですね。そうした場合に、260の組織に対して重複をどれだけやっていくのか。そういったのも参考に示していただきたいと思います。これをお願いしたいと思います。

大泉委員長：中山間地域の課題に対する施策として、この中山間地域等直接支払が、今から10数年前にひとつの切り開く施策として出てきた訳ですけども、人口動態も変わって行って、次のステージを考えなくてはいけないという意見、その通りだと思うのですが、今、高橋専門委員がおっしゃったように、学生を入れてみたらどうだったとか、いろいろな試みをしていますので、資料5-1と2を連続してやってもらいますか。

資料5-1の中山間地域等農村活性化事業については、これは県単事業で、ふるさと水基金を活用して、ふるさと保全隊などの支援を行うもので、資料5-2の方は、集落支援事業ということで、色々な中山間地の地域に入り込んで実験事業のようにやっているものですが、移ってよろしいでしょうか。

それでは、中山間地域等直接支払交付金事業はこれで了承いただいたということで、資料5-1、2の説明をお願いします。

高橋主事：では、引き続きまして、資料5-1と、5-2を続けて説明させていただきます。

まず資料5-1の中山間地域等農村活性化事業についてです。今、委員長からも少し説明がありましたが、本事業は中山間地域等農村活性化基金という基金を運用しまして、その運用益を事業費として実施しているものになります。従って、1頁の1の基金運用状況の(2)基金運用益が平成27年度の事業費ということになりまして、およそ650万円の事業費で事業を実施しているところです。

2の主な取組としましては、まず(1)のふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助ということで、資料2頁の地図に記載があるとおり、今年度は県内14の指導員と保全隊に対して補助金を交付しています。

(2)の住民活動支援業務の実施につきましては、塩釜市の寒風沢島において、農地復旧事業実施後の農地の活用方法等について検討するワークショップを実施しております。これは平成26年度に引き続いての実施となりまして、NPOに対する委託という形で事業を実施しております。

(3)のみやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催ですが、県と宮城県中山間地域活性化推進協議会、宮城県土地改良事業団体連合会との3者の共催により、「みやぎの農村の美しい景観・伝統行事・暮らしを再発見」というテーマでフォトコンテストを開催しております。応募総数は203点となっておりますが、締め切り後に到着したのも若干あったようでして、最終的には206点となっております。先週の2月4日にこの審査会を開催しておりまして、ちょうど各賞が決定したところでございます。公表までは未だ時間がかかりますので、遅くとも年度内には審査結果を公表できるのではないかと考えております。

(4)の農山漁村と企業等の協働に関する意見交換会への参加につきましては、資料5-2の方とも若干関連して参りますが、農山漁村と企業等の協働ということで、CSRですとか、あるいは一社一村運動といったものが該当してきますが、そういう活動の推進に取り組む都道府県担当者の意見交換会が先週三重県で開催されまして、そちらに私が参加してきたところです。

(5)のふるさと水と土指導員・保全隊研修会の①の県内研修会につきましては、昨年12月に、県内のふるさと水と土指導員と今年度の補助対象となっている土保全隊等を対象としまして研修会を開催しております。この研修会に参加した指導員・保全隊は全体の数値から見るとまだまだ低い状況ではありますが、来年度以降も継続実施しまして、より多くの参加を募っていきたくと考えております。

②の全国研修会ですが、こちらは全国土地改良事業団体連合会で開催しております研修会で、先週の2月1日から2日にかけて東京で開催されております。こちらの研修には指導員1名と新規指導員委嘱予定者1名の計2名を派遣しております。この研修の派遣の人数に関しては、平成28年度以降は予算枠を拡大しまして、もう少し多くの方に参加していただきたいと考えております。

2頁の方は今年度の補助金の交付対象とした指導員・保全隊の活動エリア図で、先程触れましたので、説明は省略させていただきます。

3頁にお進み下さい。

3頁は来年度のふるさと水と土基金事業の活動計画ということになります。先ず1の基金運用見込みですが、来年度の基金運用益は今年度と比べると若干減少しまして、およそ630万円程を現時点では見込んでおります。ただし、こちらは預金の金利ですとか、債権の利率等によって若干変動するとのものですので、あくまでも現時点での見込みということになります。

2の主な取り組み（見込み）ですが、こちらでも現時点である程度見込みが立ったものを記載しておりますので、未だ見込みの立っていないものは、平成27年度と比べると消えているように見えます。

まず、(1)としまして、平成27年度に引き続いて、ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助を継続して行う予定としております。対象となるのは現時点で4頁の保全隊・指導員を見込んでおります。

次に、(2)のみやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催ということで、こちらでも平成27年度に引き続きましてフォトコンテストを開催する予定としております。

それから、(3)のふるさと水と土指導員・保全隊の研修会として、県内研修会を開催すると共に全国研修会にも新規指導員委嘱予定者等を中心に派遣する予定としております。4頁の説明は省略させていただきます。

大泉委員長：はい、それでは集落支援事業についても引き続き説明をお願いします。

高橋主事：引き続き資料5-2の資料をご覧ください。資料5-2は集落支援事業ですけれども、こちらの事業は資料5-1の中山間地域等農村活性化事業の一部であり、この基金の運用益を活用してモデル的な取組を行っている事業です。

平成27年度の取組実績ですが、県内3集落で取組を行っております。

まず、1-(1)の丸森町筆甫中区集落（援農ボランティア）ですが、こちらは平成27年の5月に地区の景観形成のためにヒマワリを植栽してございまして、ヒマワリの種まきをを手伝うボランティアを募集しまして、活動を実施しております。参加者は一般参加者40名でございました。こちらの筆甫地区では平

成27年の8月に第2回目の活動を予定しておりましたが、昨年の夏は活動予定直前まで天候不良が続き、さらにヒマワリの発育不良も重なりまして、収穫がどうしてもできないというようなことで、やむを得ず活動中止となっております。

それから、(2)の七ヶ宿町干蒲集落につきましては、平成27年の6月にヨモギの収穫作業支援の活動を行っております。干蒲集落では、ご高齢の方が非常に多くいらっしゃいますが、ヨモギについては高齢の方でも取り組みやすいということで栽培されており、そのヨモギの収穫の支援ということでボランティアを募集しまして活動を行ったものです。参加人数は一般参加者29名となっております。

それから、(3)の①、丸森町耕野地区での援農ボランティアですが、こちらでは干し柿作りの作業を手伝っております。耕野地区は特産のころ柿作りが11月に最盛期を迎え、労働力を提供されると非常にありがたいということで、11月の7日から23日の間の土日、祝日に、それぞれ援農ボランティアを募集しまして活動を行ったものです。参加者数は一般参加が延べ113名となっております。またこのうち、最後の2日間に関しては、県も共催の取組ではありますが、今後の取組のあり方を見据えまして、耕野振興会という地元組織のみで当日の受け入れの一切を仕切る形の試行というような形で援農ボランティアの受け入れを行いました。

また、この耕野地区での援農ボランティアの取組に関しましては、ミヤギテレビと河北新報社の取材がございまして、ミヤギテレビでは、大体5分位の特番ニュースとして報道がなされました。また河北新報社の方でも記事として取り上げていただきまして、新聞に掲載されております。

それから、(3)の②、丸森町耕野地区の意見交換会ということですが、これはこの11月の援農ボランティアに参加した方と受け入れ農家との交流会を地元の会場で開催しておりますが、来年度以降の取り組みの参考とする為に、折角の機会ですので援農参加者と受け入れ農家による意見交換会の場も設けさせていただいて実施したものです。

先日、2月6日の土曜日にこの意見交換会を開催しまして、意見交換会参加申込者30名となっておりますが、実際は体調不良等で欠席の方もおられまして参加者27名となっております。それから受け入れ農家の方9軒が参加しました。意見交換会終了後に、交流会を開催しております。活動の様子は資料、カラー刷りの3頁と4頁となりまして、11月の活動をA4の裏表1枚にものでまとめたものを、この集落支援事業だよりということで整理しております。

平成25年度に活動を開始して以来、毎回活動を行った後には、この集落支援事業だよりを作っております。また、県のホームページで公開しています。また、大学へのPRの際に、こんな取り組みをやっていますということで、紹介の資料として利用しております。今回の意見交換会の内容についても、簡単な内容にまとめて、集落支援事業だよりとして公開したいと考えています。

それから、資料の2頁に移りまして、平成28年の活動計画でございますけれども、引き続きこの3集落についてはモデル地区という形で取り組みを行っていきたくと考えております。また活動時期、内容に関しましては、今後集落や関係機関と打ち合わせを行いまして調整していくことを予定です。

いつまでも県が関わり続けるというのも困難な部分がございますので、地元が主体的に取り組めるような役割分担を徐々に拡大していきまして、地元の組織体制の強化をお手伝いしながら、将来的には地域自らが取り組めるような体制を構築していきたくと考えております。

資料2の(2)の新規取組地域の拡大としまして、この援農ボランティアを活用した集落支援事業の取組ですけれども、これまで中山間直接支払協定の研修会やふるさと水と土指導員・保全隊研修会等で情報提供しております。これまでのモデル地区の取組を踏まえまして、さらに地方創生の事業とも関連させて、平成28年度より新たに事業化を検討しているところです。

以下、参考ということで、新規事業のイメージを掲載させていただいておりますけれども、県内10地区程度で複数年をかけまして、まずは集落に対する意向調査、次にワークショップによる地元の合意形成といった段階から、将来的には地域の体制整備の構築というような段階までステップを踏んで、地域の体制づくりを支援するような事業を現在検討しているところです。

資料5-2に関しましての説明は以上とさせていただきます。

大泉委員長：ありがとうございます。ふるさと水と土指導員などにより、どうにか中山間地を元気づけられるかどうかということになりますけれども、この2つの事業について、何か質問があればどうぞ。

高橋専門委員：不勉強で申し訳ないですが、その地方創生関連事業というのはどういう位置づけで、どう関わるのか、具体的に教えてもらいたいですけれども。

浅野課長：これは平成28年度の事業要望なので、今度は議会のほうに、2月議会にかけられますが、昨日、平成28年度予算の概要について記者発表しています。

その中で、事業のつくりとしては、今の集落支援事業を参考に「農山村集落体制づくり支援事業」という事業で、地方創生の国2分の1の補助を活用して、残りを県で負担して行う、地方創生予算を使ったものの事業を議会の方に提案している状況です。この事業の作りは、先ほど説明のあった基金事業で行っている集落への援農ボランティアや企業とのマッチングなどの支援により活性化を図るものです。

先ほど高橋委員からもあったように、多面的機能支払や中山間地域等直接支払というのは基本的に地域振興の施策なので、それで何か利潤を得るといふ、そういうつくりではありません。担い手の育成とかというよりは、そこの地域を維持していくという、本当に基礎的な部分の事業だけなので、そういった意味では、やはり何かを組み合わせをしていかなければ、本来の意味の活性化という部分にはつながらないのではないかというご意見。まさに同じような思いをしまして、そういった支援をしていくような事業を組み合わせたい。

多面的機能支払とか中山間地域等直接支払で強みなのは、地域に体制があるということです。住民の人達が組織化して、そこで意見交換が出来るような体制があるということが、最も強みではないかと思っております。実際にこういった事業を提案していても、果たして乗るかどうかというのは、いろいろ地域の実情もあるとは思いますが、そういった受け入れの体制を使って事業を推進するよう、PRをしていきたいと考えています。

それ以外に、グリーン・ツーリズム関係の事業でも、今回、地方創生で同じように事業化を提案してまして、うちの課としては2つ程、議会の方に提案をしております。

3事業の関連ということであれば、次の機会にでもPRペーパーを用意して詳しく情報提供をさせていただきたいと思っております。

高橋専門委員：議会で承認をいただかないと決まらないことではあるとは思いますが、なかなかユニークだなと思う一方で、キーワードが援農ボランティアになっているんだけど、援農ボランティアに

こだわるといのは、何か根拠みたいなのがあるのか。それとも、何かそれ以外にないのか。あるいは新しくそういったツールとして、別のものをやった場合に、それでも許容出来るのか。

これだとケースは援農ボランティアと、ガチッとした感じで、地元ニーズとマッチング出来るのかということになると、相当限られるのかなと感じますが。

方法論として援農ボランティア以外にないんだろうかと、今直感的な話で申し訳ないんだけどどうでしょうか。

浅野課長：この事業の趣旨としては、今の中山間地域の人口減少の中、なかなか担い手もないという状況を踏まえ、「外の力」を何とかそこでマッチング出来ないかというのが、この趣旨になっていまして、その1つが援農ボランティアであったり、先ほど企業という話も言いましたが、ヨモギなり、何かの材料に着目を、関心を持っていただければ、そういうところとのマッチングも含めて、応援隊のような形から、ゆくゆくは定住とか移住とか、そういうものに発展して行ければという作りです。具体的にはこれから詰めていく部分はありますけど、狙いは「外の力」を活用するという狙いで事業の構成を図っています。

高橋専門委員：カラーリングで言えば、例えば知事さんは水素というものに凄く関心を持たれているけれど、CSRのような企業の社会的貢献ということから概念的に捉えると、宮城の場合は他県と比べるとカラーリングが強いわけよね。自動車産業へ取り組んでトヨタ系列が入ってきた。

他の県ではそういうところに関わって、その関係する社員との食料の安定供給と、地域というようになつなかりを持たせたりしているということからすると、ポテンシャルの高さで言えば、すごく高いところに今いるんだろうと思うんだけど、そういうものも含めて援農ボランティアということね。

浅野課長：「外の力」という、今まで基金で実践してきたひとつの事例として説明してきた経過もありますので、こういう表現で説明をしてきましたが、なるべく広めには考えていきたい。いずれ「外の力」という人材等のイメージで考えてます。

庄子委員：このボランティアに参加された方というのは、どういった方がどういった目的で参加されたのか教えて下さい。

大泉委員長：県庁職員。

高橋主事：県庁職員が入っていることも否定は致しませんが、人数として一番多いのはおそらく大学生になるかと思います。あとは一般参加の方は本当に地元と元々つながりがあったという方ですとか、個別に募集のPRなどのチラシ、ホームページ、フェイスブック等々を見て参加されたという方もいらっしゃいます。具体的な人数としては把握していませんが、半数ぐらいが大体学生さんと思います。

庄子委員：県内ですか。

大泉委員長：宮城大学ですね。

高橋主事：ほとんどが県内の大学です。

浅野課長：仙台地域の複数の大学。

大泉委員長：企業が入ることに対する抵抗感というのはどの県でも農村の中にあるんだけど、宮城県の場合は震災以来なくなったんじゃないかという気がするんだよね。

特に宮城農業高校なんか、クボタとかいろんな企業が入って、農業教育が非常に活性化して、それで

良い状態が生まれているので、しかもそれは宮城農業高校に限らず、あの周辺の農家の方々、みんないろいろな企業の方々と提携しながら綿を作ったり、何かいろんなことをやっていますよね。そういう状況なので、企業の力は大きに借りるのは大事なことだと思うので、そこはポジティブにいったほうがいいというのと、それからこれは仕組みとしてどうなるかわからないんですけど、秋田なんかでは中山間地に人がいないので、どうしようかと、地元の企業が代わって耕作した場合に、法人税を減税出来るような、そういったことを考えられないかと、財務省あたりで検討していたりするんです。

だから本当に農村とか、特に中山間地域、背に腹はかえられない状況になってきているので、可能性のあるものは大胆にいった方がいいだろうと思うんですけどね。

どうですか、高橋副委員長さん。

高橋副委員長：非常に大変なんですけれども、私も地方創生の話で、登米市にお邪魔しようと思い、予習でホームページを見たら、登米市は地方創生の戦略プランをホームページに載せているんですね。その中に、それぞれの地域でこんなツールを使って、ザックリではありますけど方向を出していました。

このような新たな提案をされる場合は、市町村のそういった組み立ての中にツールとして使って下さいというのをどんどん持って行って、アピールして上手く使っていただくということもどんどんやる時期なんでしょうね。議会、通ってないけど。

でも、そういうふうにはやっていかないと、市町村の組み立て後に持っていってもという懸念も少しありますので、是非、そういったことをやっていただくと良いかなと思いました。その中に市町村だと、やはり先程ありましたけど、農業でも加工の方に寄った形や、あわよくば企業の参入も、みたいなことも含め、また加工も6次産業化といったものを目一杯やっているようですね。

ですから、この場合も具体的に何を作って、どういったものをやるのかを多分、創成事業が確定してから進められると思いますが、フライングは駄目なんだろうけど、早く使っていただけるツールにしてもらうのがいいと思います。

大泉委員長：10地区ってどういうところ。ふるさと保全隊の10地区。

大場技術副参事：いいえ、これからです。

大泉委員長：フライングしようがない。

高橋専門委員：これからと言われるのがっかり。思惑があるとかって言うてくれればいけど。

菅原次長：国の承認もありますので。

大場技術副参事：想定しているところはありますけども。

高橋専門委員：思惑はあるんだね。

浅野課長：我々としては多面的機能支払とか、さっき言ったように中山間地域等直接支払をやっているところか、そういう体制が整備されているところから声掛けをしたいと考えています。だけど、エリアは結構広いので、その内のどこになるかはいろいろ調整していくようになります。

大泉委員長：そろそろ予定の時間になりました。もう過ぎてしまい申し訳ございません。本日の議事については、これで終了ということになります。よろしいですか。

皆様からいただきました意見・指導・助言等は、本委員会の意見ということで、宮城県の今後の農村振興に役立てていただきたいと思います。

委員の皆様、慎重なるご審議と円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

これで、議長の役目は終わりましたので、今日は第1回目ということで、ちょっと時間をオーバーした感じもごさいます。申し訳ございませんでしたが、役目は終わりましたので、事務局の方に、進行をお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

大場技術副参事：大泉委員長様、ありがとうございました。

本日の助言を踏まえ、今後の本県の農村振興に役立てて行きたいと思ひます。委員・専門員の皆様ご苦勞様でございました。

なお、本日の委員会の議事録は、冒頭にもお話ししましたが、公開となりますので、事務局で作成したものを後日メールまたはFAXで送付しますので、ご確認していただきたいと思ひます。

最後に、農村振興課長が閉めるということが恒例となっておりますので、浅野課長から閉会にあたっての挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

浅野課長：本日の検討委員会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶という形で閉めさせて頂きたいと思ひます。

本日は、大泉委員長を始め、各委員の皆様方には、まずは今回新たな任期ということでお引き受けをいただきまして、改めましてお礼を申し上げます。いろいろなご意見・ご助言をいただきましてありがとうございました。

先ほども説明がありましたように、多面的機能支払は、産業として儲けるというよりも、地域を支えるという事業の仕組みになっております。但し、県内の6割位をそういう組織化しているというのは、我々にとっては非常に強みではないかと思ひているところであります。そのようなことから、この事業にさらに何かを組み合わせるというような支援をしていきたいと思ひております。

引き続き委員の皆様方には、そういったご指導ご助言を賜りますとありがたいといふうに思ひております。

本委員会でもいただきました先ほどの意見等を踏まえまして推進してきますので、引き続きのご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

大場技術副参事：ありがとうございました。

次回の開催は、説明の中でもお話ししましたが、平成28年度の第1回目を6月か7月頃、現地調査という形になるのではないかとと思ひます。その後は9月。そして1月頃というように、年3回の開催になると思ひます。

事務局のメンバーも多分入れ替わりが想定されますが、これまで同様、事前に日程を調整のうえ、開催していくようにしますので、ご承知いただきたいと思ひます。

以上をもちまして、本委員会を閉会致します。なお、この後、場所を変えまして、懇親会を6時から行いますので、出席の方は、会場の方にご移動願ひたいと思ひます。

念のため、会場の地図を本日再度配布しております。会費は会場でもいただきますので、時間に遅れないようにしていただきたいと思ひます。

なお、菅原次長につきましては別件がありまして懇親会の方には出られないということで、ここで見

送りしますのでご承知下さい。

それでは、忘れ物がないようにお気を付けてお帰りください。

ご苦勞様でございました。